

(参考)

**【相続人代表者届出書、委任状の作成上の留意事項】**

1 相続人代表者届出書

- (1) 相続人代表者本人が記載すること。
- (2) 自署するとともに押印すること。
- (3) 相続分は、法定相続分を記載すること。
- (4) 相続関係図は、戸籍謄本、除籍謄本等により記載すること。
- (5) 不動産の表示は、委任された農用地全てを記載すること。
- (6) 相続人代表者届出書を表面に、不動産の表示を裏面として印刷すること。

2 委任状

- (1) 法定相続人各個人別に、相続人代表者に委任すること。
- (2) 自署するとともに押印すること。
- (3) 不動産の表示は、委任する農用地全てを記載すること。